

期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十二年十一月三十日

佐賀県人事委員会

委員長 馬 場 昌 平

佐賀県人事委員会規則第三十八号

期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

期末手当及び勤勉手当に関する規則（昭和三十九年佐賀県人事委員会規則第十九号）の一部を次のように改正する。

第十二条第一号中「百分の百四十」を「六月に支給する場合においては百分の百四十」に、「次号」を「以下この条」に改め、「百分の百八十」の下に「、十二月に支給する場合においては百分の百三十（特定幹部職員にあつては、百分の百七十）」を加え、同条第二号中「百分の七十」を「六月に支給する場において百分の七十」に改め、「百分の九十」の下に「、十二月に支給する場合においては百分の六十（特定幹部職員にあつては、百分の八十）」を加える。

附則第一項に見出しとして「（施行期日）」を付する。

附則第二項を次のように改める。

（県職員給与条例附則第九項又は学校職員給与条例附則第十七項の規定により期末手当及び勤勉手当の額から減ずる額に関する端数計算等）

2 第十四条に定めるもののほか、次に掲げる額に一円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

一 県職員給与条例附則第九項第三号に規定するそれぞれの基準日現在において同項の特定職員が受けるべき給料月額及びこれに対する地域手当の月額合計額（同項第一号の最低号給に達しない場合にあつては、同項第三号に規定するそれぞれその基準日現在において同項の特定職員が受けるべき同項第一号の給料月額減額基礎額及びこれに対する地域手当の

月額合計額)

二 学校職員給与条例附則第十七項第二号に規定するそれぞれその基準日現在において同項の特定職員が受けるべき給料月額(同項第一号の最低号給に達しない場合にあつては、同項第二号に規定するそれぞれその基準日現在において同項の特定職員が受けるべき同項第一号の給料月額減額基礎額)

三 県職員給与条例附則第九項第四号及び学校職員給与条例附則第十七項第三号に規定する勤勉手当減額対象額(県職員給与条例附則第九項第一号及び学校職員給与条例附則第十七項第一号の最低号給に達しない場合にあつては、勤勉手当減額基礎額)

附則に次の二項を加える。

3 県職員給与条例第十七条第五項の規定の適用を受ける職員に対する前項の規定の適用については、同項第一号中「合計額」とあるのは「合計額に、当該合計額に第四条の三第三項に定める割合を乗じて得た額(第四条の四第一項に規定する職員(以下この号において「管理監督職員」という。))にあつては、その額に、給料月額に同条第二項に定める割合を乗じて得た額を加算した額)を加算した額」と、「合計額」とあるのは「合計額に、当該合計額に第四条の三第三項に定める割合を乗じて得た額(管理監督職員にあつては、その額に、当該給料月額減額基礎額に第四条の四第二項に定める割合を乗じて得た額を加算した額)」とする。

4 学校職員給与条例第二十条第五項の規定の適用を受ける職員に対する附則第二項の規定の適用については、同項第二号中「給料月額」とあるのは「給料月額に、当該給料月額に第四条の三第三項に定める割合を乗じて得た額を加算した額」と、「給料月額減額基礎額」とあるのは「給料月額減額基礎額に、当該給料月額減額基礎額に第四条の三第三項に定める割合を乗じて得た

額を加算した額」とする。

附 則

この規則は、平成二十二年十二月一日から施行する。